

## 「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見募集の結果 <新たな情報財関連> (法人・団体・個人)

### [公益社団法人 新化学技術推進協会]

検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会」等で検討が進んでいる新たな情報財の考え方において、国際競争力低下が懸念される観点から法整備の促進を期待します。

イノベーションの推進において、化学産業においても人工知能を活用して材料開発を促進する等の模索が進んでおり、そのオープン・クローズの考え方において「何を」「どのように」守るべきなのか守ることができるのか、あるいは攻め的手段とできるのかがビジネスモデルを検討する上で極めて重要であり、特に国際競争力の視点で、米国、中国、韓国等の諸外国の動きの中で日本の検討の遅れが危惧されるためです。また法制度の整備に当っては、国際調和のとれたものとするために日本がリーダーシップを発揮していくことが望ましいと考えます。

具体的には下記のような検討課題や提言があります。

学習済み AI やデータベースへの保護は、不競法をはじめとしてどのような手段が適切であるのかの議論の掘り下げが必要と考えます。

AI 創作物であっても、その後人間による創作物として完成し特許出願することは当然の流れであり排除すべきことではないと考えますが、権利取得に当たって、実施可能要件を的確に審査できるよう審査基準等を整備する必要があると考えます。またその一方で、AI 創作物が化学物質である場合、発明者認定としてどうあるべきなのか早急に明確にすることが必要と考えます。

AI については保護と利活用のバランスが議論されていますが、公共性のあることに用いられる著作物等は、市場に提供されることで価値が高まったとしても、むしろ広く開放する等大局的な視点で捉えて制度整備を進めて頂きたい。

人財の面においても課題があると考えます。AI を利用した創作では権利の所在が複雑になり易く、またそれを用いたビジネスモデルが重要となります。従って、知財面の連携や戦略を立案・推進できる官・産の人財の継続的育成が必要と考えます。

また、AI を用いた研究開発そのものの進展が AI に関わる知的財産の制度の整備を加速すると思われるため、国家プロジェクトにおける研究開発等を、海外の状況を注視しつつ現行以上に活発化することが必要と考えます。

最後に、諸外国において日進月歩で新たな情報財に関する検討が行われており、業界・個社における戦略立案のためにも、諸外国における検討状況に関する調査の継続と得られた情報の発信をお願い致します。

### [日本製薬工業協会]

2. 再生医療、個別化医療及び AI やビッグデータ等の先端技術に係る医療分野のあるべき知財保護について検討を要望する。

#### 2. 医療分野のあるべき知財保護について

近年、再生医療、個別化医療等の先端医療の登場、さらには AI やビッグデータを活用した創薬などが行われるようになってきた。これらの環境変化から、従来からの伝統的な医薬品産業の姿とこれからの姿が異なってくることは容易に想像できる。例えば先端医療においては、医薬品の形態は複雑化しており、従来の医薬品、診断薬、医療機器という各々の枠の中での知財保護では収まらない発明が生じ得る状況にある。すなわち、新薬の種となる低分子化合物を自社で研究・開発し製品化するという従来のビジネスモデルにおいては、その化合物を特許権（いわゆる物質特許）により保護することが、これまでの知財戦略の要諦であって、ある意味シンプルな戦略ではあったが、上記のとおり進展しつつある新しい研究開発及びビジネスのパラダイムに対応するためには、なにを（客体物）、どのように保護する（適用法）かについて多面的な視点が必要とされる。たとえば、いままで以上に（特許権ではなく）営業秘密として保護する技術等が増え、他の産業分野で発展してきた、いわゆる「オープン&クローズ戦略」的な考え方が、医薬品産業の知財においても多分に必要とされてくる可能性がある。かかる新たなニーズにタイムリーに対応し、既存の枠組みに捉われない、先進的かつ柔軟な政策を策定・推進することが、日本の医薬品産業におけるイノベーションの伸張の

大きな支援となると考える。

また、ビッグデータやAIといった技術革新においては、データや情報の「共有」が極めて重要とされている。データや情報は、その量やこれにアクセスできる人が多ければ多いほど有用性が増す一方、情報自体に保護すべき価値が認められる場合には、しかるべき保護が付与され得べきところ、さらなる「共有」の促進には、「保護」と「活用」のバランスが取れた仕組みが必要となる。なにを秘匿し、なにを共有するかは、各社の意思に拠るところが大きく、当事者間の契約等にその規律が委ねられているというのが現状だと推量する。このように当事者自治に委ねることも一法ではあるものの、知財政策的アプローチから、イノベーションのブレーキをかけず、ひいては、さらに情報の集積と活用が進むような法規制的な枠組みができないか検討を進めていくことには、大きな意義があると考えられる。

わが国の医薬品産業も国際的競争力をもってこの流れに応じ、革新的な医薬品を創出し患者に提供する必要があるところ、その活動は知的財産権として適切に保護され、かつ、事業のために活用が促進されなければならない。

従来からの伝統的な知的財産政策のみではこれに対応することはできず、産業界の実情を踏まえつつ、大学医学部等との連携をさらに促進し、新たな知的財産の保護及び活用促進の政策について再考する必要があると思われる。

## [一般社団法人日本知的財産協会]

### I. 最近の経済・産業の変革に従う知的財産に関する課題への対応

#### (1) 第4次産業革命に対する対策、政府提唱「Society5.0」実現について

昨年来、IoT、AIなどを使用した技術開発、ビジネス革新が急速に興っており、その中で知的財産をどのように扱うのか、内閣府、経済産業省、文部科学省などで開催されている委員会、審議会など、多くの会議体で検討されています。

これらの委員会での昨今の議論においては、「情報財」という言葉で表現される情報データベースの取り扱い、保護の是非を含む保護のありよう、について検討されています。しかし法制度議論にあっては議論の集約、法制度施行までには多大な時間を要します。一方、こうした議論の中での共通の認識は、各所で生成されている巨大な量のデータ、ビッグデータの共有が重要であるということです。法制度の在り方は並行して議論を進めるにしても、実際のビジネスについての統制を国が指導力を発揮し秩序をもって短期間で積極的に進めることが肝要かと思料いたします。

これに従って、以下を提案致します。

#### (2) データ共有のための新たな標準化・国家的検討体制と仕組みの創設について、

当協会が本年1月31日に開催した「第16回JIPAシンポジウム」において第四次産業革命、Society 5,0に関して知財の有識者で議論しました。その中で、「情報財とは言っても各企業、団体、機関の所有するものは全くばらばらで、そのままでは他人は全く利用できない」「変革のスピードが速い状態においては法整備よりむしろ相互契約を優先すべき」という重要な発言がありました。現在脅威となっている各国では、特定の企業が大容量のデータを保有しており、しかもそのデータは一様なデータ（すなわち、データコードも同一、データの並びも同一、データの構造も同一ですべてが整理されているデータ）であって、その企業の機械（コンピュータ）で区別や処理可能なデータであるということです。

このために、当該企業が主導することで一挙にビジネス改革が独占的に進んでいるという認識もあります。しかし、日本においてはこのように一社で膨大で多様なデータ群を、まったく同一状態で保有する企業は、歴史的に財団分割や各公社などの民営化がすすみ存在し得ない環境にあります。尚ここで「同一」とは異なる機械でも同じ意味を持つデータに解釈できるという状態をいいます。

こうした海外の情勢に対抗するためには、官またはそれに準ずる機関の主導で、民間で志を共有できる有志の情報処理関連企業の技術者と技術知財を理解できる人を招聘して研究体制を構築し、

① その場でデータ様式の統合と標準化、共有データの範囲、各データアクセスに向けたインターフェースの標準化、などデータを共有できIT環境を整えるための課題について検討ができるようにする体制

② 共有システムが実効あるものにするための方策、例えば、法律で縛ったものではなくて契約などでデータ提供に対する見返りを検討する等の体制

などの早急なる体制構築が必要です。更には、データそのものに関しても、企業のみでは利害が一致しないことが多々ありますので、国の肝いりで各省庁を横串にした横断的組織を作り、この力で民間の先頭に立ち

共有しえるデータ、或いは、提供できるデータの選別などを実行いただいて、具体化することが重要と考える次第です。もちろん、企業側も共有されるデータの利用は、一定の様式で提供するなどの協力できる仕組み作りも検討が必要と考えます。公的なデータとしては気象データ、衛星画像データ、地図データや、道路交通情報データ、事故データ、個人の端末（携帯電話、モバイル端末）などからの通信データ、アクセスデータ、医療・診療データ、商流通データ、金融データ、製造工業データ、地域の住民統計データ、農業林業、環境分野における各種データ、各公立研究所により研究されている素材や基礎的な研究データなど各関係省庁が取り扱うデータの全てが対象になると考えます。

内閣府における検証・評価・企画委員会にてこれらの構築を議論頂き、早急なる体制作りが必要な段階であると考えます。

## II. 「知的財産推進計画 2016」の施策について

### 第1. 「第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進」

#### (総論)

前記I章で述べた通りIoT、ビッグデータ、人工知能など技術革新は非常な勢いで進化を続けており、今後の産業の発展にとっては重要なツールとなりつつあります。従ってわが国の産業の発展のためには少なくともIoTや人工知能技術は知的財産法を通じて速やかに且つ適切に保護されるよう検討をお願いしたいと考えます。

さらに、これらを支える情報やデータベースなどは今まで以上に重要性を増してきています。情報やデータベースなどは、適切に活用されることにより、第4次産業に係わるイノベーションの活性化につながります。一方でデータを収集または抽出する者に対しては、その人のみならず日本全体のビジネスの急速な発展にブレーキをかけることなく収集抽出活動を増進させるような一定のインセンティブも検討する必要があると考えます。情報やデータベースなどの適切な保護・活用とともに、データ集積等について優位性が固定化されることのないよう現実の競争環境の実態把握を踏まえたバランスの取れた仕組みの設計をお願いしたい。すでに成功裏に行われた各種オープン・イノベーションや標準化の成功理由をつぶさに分析研究頂き、仕組みをご検討いただきたい。さらには個人情報なども適切に保護された上での活用も考慮すべき検討課題であると考えます。

#### 1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

知財推進計画 2016 における「デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」の推進計画では、「デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築」「新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築」「デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策」の3つの施策に大別されています。以下項目毎に、施策に対する意見と、今後の施策案について述べさせていただきます。

##### 1) デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築

当協会は、デジタル・ネットワーク時代における先端技術や、世の中のサービスのニーズに対応した著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要な課題だと考えます。特に、「柔軟な権利制限規定」の導入については、この10年来議論が続いているテーマでありますが、これまでの法改正等だけでは十分に対応できていない部分が顕在化されています。この対応不十分な部分は権利者と事業者の意見の対立に依拠するところ、権利保護と利用のバランスや創作者のモチベーションに配慮した健全なイノベーション創出環境を構築し、社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する、という観点から、従来の権利者・事業者間の対立構造を乗り越え、早急に具体的な成果として新しい制度の形を示していただきたいと考えます。

現在、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」において、デジタル・ネットワーク時代における新しい先端技術やサービスニーズに対応した権利制限規定の見直しに関する検討が進められています。情報処理や情報通信の裏側で行われる「著作物の表現を享受しない行為」、また情報通信を利用したサービス等で著作物の表示等が軽微である利用行為などに適用できる柔軟性を有する権利制限規定について言えば、喫緊の課題である第4次産業革命/Society5.0を実現するためのイノベーションを社会に起こすために必要となる、多様な利用ニーズに相当程度の対応ができると考えますので、まずは当該ワーキングチームで打ち出されつつある方向での迅速な制度改正を求めます。また、現時点では、最終的な条文としてどのようなものが想定されているのかが必ずしも明確ではなく、限定的な内容の個別規定の追加にとどまるのではないかと、今後の新しいサービスに

柔軟に対応できるような規定にはならないのではないか、という懸念もあるため、制度改正にあたっては、冒頭で述べた改正趣旨が明確に実現される形での条文化を進めていただくようお願いいたします。

なお、当協会としては、これまで当該ワーキングチームで取り上げられていない利用ニーズに関する権利制限の整備についても、引き続き力を入れて対応していただきたいと考えております。また現時点で想定していない時代の変化や新たなサービスにも対応できるよう、「知的財産推進計画 2016」で示されている拡大集中許諾の可能性を含む著作権の集中管理や著作権者不明等の場合の制定制度の更なる見直し、権利制限規定の追加等の様々な選択肢についても、より踏み込んだ検討をお願いできればと考えております。

持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備のために、現行の私的録音録画補償金制度や、それに類する一律広範な補償金制度等を用いることについては、これらの制度を維持、構築するための社会的コストや、他の方法と比較した場合の著作権者・消費者・事業者等の当事者間での公平感や納得感、といった点も考慮した上で、慎重に検討すべきだと考えます。

なお、現在は司法の場における個別的な事実認定の問題にとどまっているデジタル・ネットワーク環境下における複製主体性の判断枠組みに関し、良質なサービスを提供する事業者が不意打ち的に侵害主体とされる可能性を排除できる程度の明確な枠組みを立法により設ける、ということについても、上記の取組みと平行してご検討いただければ幸いです。

## 2) 新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築

### (1) 新たな情報財に対応した知財システムの検討

人工知能によって生み出される創作物や人工知能に与える情報等の新たな情報財に対する企業の基本的な考え方は、様々なリソースを投資して得たビジネス上の価値の源泉たる生成物は投資の回収を行いたく、また、自他識別機能を有した価値の高い生成物については、フリーライド抑制の観点から保護したいというのが実状です。価値の源泉となる生成物、例えば、コンテンツ型の生成物から、AI プログラム、学習済みモデル等の技術的生成物、学習用データセットを含む多様なデータ等の情報財も今後、多種多様化すると考えます。そして、それらを利活用したビジネスモデルも現在の少数事業者で構成されるものから、多数の事業者で構成される大きなエコシステムが多く生まれてくることが予想されます。そのような環境下でも、各事業者がビジネスを進める上で、上記の基本的な考え方の利益を享受可能なシステム構築の検討をお願いすると共に、検討の際には、将来ビジネスの全体像が見えない中、各法域での法的保護の範囲の議論はビジネスの発展に向けた変革スピードのブレーキにならないような制度、仕組みになるように慎重に行っていただきたいと考えます。

### (2) データの共有、利活用に関する環境整備

今後も様々な手段により、多種多様なデータが採取されビジネスに利用されていくと考えます。その中でも、我が国の農業を含むものづくりにおけるノウハウに関する各種データや、様々な分野の学習用データセットのようなデータとしての集合体は、ビジネス上の価値の源泉として、今後更に重要になると考えます。それらの保護と利活用のバランスは、我が国、産業革新に大きく影響すると考えます。企業が保持する専門的価値が高いクローズド・データは、従来通り、不正競争防止法や契約に基づく法的保護が必要であると考えます。一方、ネット上のパブリック・データや企業が保持するオープン・データ、そして、公的研究成果のデータは、データ流通の便宜性を考慮し、ライブラリーの集中管理機関等を創設するという案もあると考えます。官民データ活用推進基本法の制定にともない、様々なデータの利用促進がより一層はかられることと期待しておりますが、データ類型、質にあわせた保護と利活用のバランスを考慮したシステムの検討をお願いしたいと考えます。

## [日本弁理士会]

### 1. 第4次産業革命に対応した新しい知財システムのあり方

#### (意見1)

第4次産業革命においては、データの円滑な利活用が重要な位置を占める。データベースの特性や対象とするデータの種類に応じて、データの利活用実態に即した保護のあり方について早急に検討を図り、ビジネス上有用なデータで、現行制度で十分に保護できないものについては、新しい保護制度を構築すべきである。

#### (理由)

I o T、ビッグデータ、A I など第4次産業革命を支える基幹技術は、データの生成・収集・処理・利用が重要な役割を果たしている。

一方、データで著作物性があるものは著作権法で保護され、営業秘密の3要件を満たせば不正競争防止法でも保護される。また、技術的思想の創作であるデータ構造については、特許法で保護される。このように、現在でもデータに関わる保護制度が整備されているところではあるが、今後のデータが果たす役割の重要性を考慮し、企業等によるデータの円滑な利活用を支援するため、現行の保護制度で過不足が無いかを早急に検討し、必要に応じ、新しい保護制度の構築を図るべきである。

検討に際しては、データベースの特性や対象とするデータの種類の考慮し、ビジネス上有用なデータについては、個人情報保護やデータの不正取得への対応等も含め、データの利活用実態に即した保護のあり方を、早急に検討すべきである。

(意見2)

第4次産業革命におけるプラットフォームビジネスを支える商慣行を、我が国に定着させる基となる契約形態について検討すべきである。

(理由)

AI、IoT等が複雑に絡む第4次産業革命については、従来型の企業の知財部門では対応に限界があるといわれている。企業が、ビッグデータ等への投資を前提とした、データを駆使したプラットフォームビジネスを展開していくことを支えるためには、新しい形態のイノベーションを支える知財戦略が必要になる。ここでは、従来型の出願戦略に加えて、データを外部に出しても保護されることを前提とした今までにない契約慣行の確立や、融合領域のインターフェイスとなる標準の獲得などが課題になると考えられる。

例えば、海外のプラットフォームビジネスを展開する企業には、自社が定めた規約のみを頼りにグローバルなビジネスを展開して成功している例もある。わが国において、様々な知的財産の法領域に関する検討を行うことは不可欠であるが、一方で第4次産業革命を支えるエンフォースメントの一つとなるであろう契約形態、契約慣行のあり方についても検討すべきである。

企業が莫大な投資を行って収集したデータに基づくビジネス慣行の保護は、わが国の関係者にとって未知の領域であろうが、日本が世界に肩を並べるプラットフォームビジネスを展開するうえで避けて通れない問題であると考えられる。

## [日本弁護士連合会]

意見の趣旨

1 新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきであるとの観点から、「知的財産推進計画2017」策定に当たっては、①新たな情報財の生成・利活用の各場面において現行法解釈上疑義が生じる可能性がある行為の適法性を明確化するために必要な施策(必要に応じて法改正を含む。)を行うとともに、②学習済みモデルや人工知能(AI)生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すべく、速やかに一定の結論を得るよう、引き続き検討すべきである。

意見の理由

1 新たな情報財の保護・利活用の在り方について

(1) 人工知能(AI)が自律的に創作する創作物、並びに物の形状を完全に再現できる3Dデータ及びセンサー等から自動的に集積されるデータベースといった新たな情報財の保護・利活用の在り方については、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会内に新設された「新たな情報財検討委員会」において、「知的財産戦略推進計画2017」策定に向けた検討がなされている。近時のデジタル・ネットワークの著しい発達に伴って生じるビッグデータと、かようなデータの機械学習を用いた人工知能(AI)等を活用することによって、我が国の産業をさらに発展させるための制度設計の在り方については、当連合会も強い関心を有している。

(2) とりわけ、「次世代知財システム検討委員会報告書」(2016年4月)にも触れられているように、米国及び欧州をはじめとする諸外国が人工知能(AI)分野の開発を重視し、これを推進する政策を取っていることを踏まえれば、我が国においては、諸外国及び外国企業に決して後れを取ることのないよう、新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきである。かような観点から、「知的財産推進計画2017」策定に当たっては、新たな情報財を大量に生み出すことを可能にする人工知能(AI)について、少なくとも、①その生成・利活用の各場面において現行法の解釈上適法か否かが論点となり得る行為(例えば、学習用データ作成主体から学習主体に対する学習用データ提供行為や、学習済みモデルから学習用データ(著作物)が出力された場合における出力行為)が支障なく行われるようにするための必要な施策(必要に応じて法改正を含む。)を行うこと、及び②学習済みモデルや人工知能(AI)

I) 生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すことを、それぞれ短期のうちに一定の結論を得るよう検討されたい。

(3) なお、ビッグデータの生成・利活用には、個々のデータを生成する個人又は事業者、データの蓄積及び加工を行う事業者、ビッグデータにより学習する人工知能（AI）を開発・運用する事業者、及び当該人工知能（AI）を個々の事業に活用する事業者など、数多くの事業者（及び個人）が関与する。関係当事者それぞれの正当な利益が不当に損なわれてはならないものの、他方で、我が国の産業発展のためには、ビッグデータの生成・利活用を促進することが不可欠である。そのためには、個々の事情に応じて関係当事者間で公平かつ合理的な合意ができるようにすることが必要であり、施策の検討にあたっては、そのような合意形成を容易にするためにはどうすればよいのか、という視点が重要であると考えられる。

## 【キヤノン株式会社】

<はじめに>

過去からの技術や他の創作物の蓄積が指数関数的に増大し、社会のネットワークインフラが整い、全てのモノがインターネットを介して接続可能な IoT（Internet of Things）時代が訪れようとしている。AI の発達、ビッグデータの利用等を含めて「第四次産業革命」という言葉も用いられるようになった。

既に、これまでも指摘されてきているように、知的財産権制度と上述のような社会インフラとの間の隔たりが、次第に大きくなってきている。本来の知的財産権制度は技術開発競争等の健全な競争を保護するための制度であり、ネットワークインフラの整備等の変化に伴い、社会全体で協調して積み上げてきたインフラの利用を制限するものであってはならない。技術についていえば、競争下にある技術（「競争領域」の技術）のために現在の特許制度は馴染むと思われるが、社会インフラを形成する技術やその社会インフラに適用した利用技術は、協調して作り上げ、守っていかなければならない技術（「協調領域」の技術）であって、現在の特許制度とは馴染まない面がある。

昨今、特許権が弱くなったという議論がなされることがあるが、それは、この協調領域の技術に関する特許に、競争領域の技術に関する特許が影響されてしまっているからである。オープンソースソフトウェア等は正に協調領域の技術の典型であり、急速なネットワークインフラの進展に対応するための手法であろう。特許の中で最も典型的な協調領域の特許が所謂国際標準必須特許（SEP）であり、特に、社会インフラ化した支配力のある国際標準に係る SEP は明らかに協調領域の特許であろう。

このような国際標準技術はわずかな改良の積み重ねにより成り立っていることが多く、SEP の数も膨大になり、その国際標準技術を利用した技術に係る特許、更には、上述のような社会インフラを用いたユーザーフェースや画面表示、ビジネスモデルのような手順に関するアイデア等を含めると、とても単独の企業で検討できる数ではなくなってきている。即ち、特許制度本来の目的であった競争領域の特許数より、協調領域の特許数が圧倒的に増えていることを意識すべきである。

そして、これら膨大な数の協調領域の特許は経営状況によって売買の対象になり、膨大な特許流通市場を作り上げ、所謂パテントトロールや自社で技術開発を行わない新興国企業がこれらの協調領域の特許を購入し、濫用することで本来の健全な競争が阻害されている。

このような状況を十分に理解した上で、我が国としての法制度の在り方を検討して戴きたい。

また、これに従い「知的財産推進計画2016」に関して、以下の通りコメントする。

(1) 「第1 第四次産業革命時代の知財イノベーションの推進」の「デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」に対する意見

### ● データの保護、利活用について

・日本の産業界が国際競争力を維持するために、データを社会全体で有効に活用し、データの利活用を促進し、徒にそれを制限することがない方向での検討が望まれる。但し、競争の源になっているデータについてはデータの利活用の妨げにならない範囲での適切な保護が必要である。

・競争の源になっている情報やデータは、通常は秘匿し、秘密管理することから営業秘密として保護が可能である。但、営業秘密としての要件を満たさないデータ、例えば限られたパートナーやユーザにのみ開示されるデータ等は、暗号化等を施して送受信することになるが、営業秘密とは認められない可能性が高いため、不正競争法下での何らかの保護を検討していただきたい。

・また、営業秘密として意識しているデータであっても国をまたがって分散管理されている場合も存在するため、営業秘密の一要件である秘密管理性に関して、満たしているか否かあいまいなケースが今後数多く発生することが予想される。従って、どのような場合には秘密管理性を満たしているかを事例と共にガイドラ

イン化することを検討していただきたい。

・一方で、データの保護に関して、著作権や特許権の拡張、新たな権利の創設等も検討されているようであるが、上述したデータの利活用の妨げになる可能性が高いこと、また、権利の濫用の可能性も高いことから、慎重な検討が望まれる。例えば、ソフトウェアプログラムのように明らかに創作性があるものに関しては著作権で保護されるべきであると考え、データを分類分けして識別コードを付けた程度のものまでに権利を与えてしまうと産業の発展の妨げになる恐れが大きい。

#### ● AI について

AI の創作物や入力する学習済みモデルについての保護の在り方について、現在、様々な委員会や検討会で議論されており、その中で AI をひとくくりにして議論がなされる傾向にあるが、AI の利用には幾つかのレベルが存在する。例示すると、人が用意したデータ群を入力することで同じく人が期待している出力を得るためにディープラーニング等を利用するタイプと、人が用意した入力はあまり利用せず、人が予想していない出力を得るタイプとが存在する。後者は強化学習型等と呼ばれている。

後者については、研究自体は日々急速に進んでいるが、ビジネスに本格的に利用されるのには今少し時間があると考えられ、一方、既にビジネスに利用されている前者についても、現状の法制度における保護体系を深く議論できていないため、まずは検討すべきであると考え。

なお、保護の在り方に関しては、AI にどのようなデータ群を供給するか、どのようなアウトプットを期待するかというアイデアや仕組みがビジネス上は非常に重要であること、また、我が国はAI そのものを作り上げるよりも、AI を「活用して」ビジネスを生み出すことを得意としていることから、AI のコアのオーナーに権利を与えるよりも、AI にインプットを行い、そこからビジネスを生み出した人に権利を与えるような仕組みにさせていただくことが、我が国を有利に導くことができると考える。

また、AI のコア部分についてはオープンソースソフトウェアとして、多くのエンジニアが日々改良を加えている状態であり、オーナーや対象とするコアを特定することは困難であり、日々の改良によって環境の変化に対応しているため、汎用性がある程度ある、協調領域にあるソフトウェアプログラムと認識でき、権利付与の対象としては馴染まない。

#### [弁護士知財ネット]

##### 第2 第4次産業革命関連について

1 ビッグデータや人工知能（AI）等の開発・普及を踏まえた、データ等の情報財としての保護や利活用の在り方についての検討は、各省庁にて鋭意行われているところではあっても、これまでの各議論の内容は示唆に富むものであり評価できる。

しかしながら、この分野の展開は早く、人工知能（AI）関連の特許出願件数だけを見ても、わが国は米中に遅れをとっているという報道もなされているところである。

ビッグデータの生成・利活用についてみれば、個々のデータを生成する個人又は事業者、データの蓄積及び加工を行う事業者、機械学習・深層学習を中心とした人工知能（AI）を開発・運用する事業者、及び当該学習済みモデルを個々の事業に活用する事業者など、数多くの事業者（及び個人）が関与するため、これら関与者の利益調整は容易ではない。

個人情報の保護が軽視されることはあってはならないが、通常人の能力等では識別・復元ができないような内容のものであれば、当該個人のプライバシー侵害等の問題は生じないのであるから、個人に関する情報であってもビッグデータの構成データとして利用することは妨げられないはずである。

本年5月に全面施行となる改正個人情報保護法について、個人情報保護委員会におかれては、早急に分野別のガイドライン等を充実させるとともに、時機に応じた事例紹介等がなされ、また、各認定個人情報保護団体におかれても、策定済みの各ガイドラインについて早急にアップデートがなされ、ビッグデータの生成・利活用についての不安要因を払拭することが不可欠である。

#### [一般社団法人電子情報技術産業協会]

IoT やビッグデータ、人工知能（AI）等の進展により、産業構造や社会構造が大きく変わりつつあるなか、第4次産業革命・Society5.0の実現に向け、データを利活用した新たな付加価値の創出と生活の質の向上をもたらす様々な取組がなされるようになってきた。

こうした第4次産業革命時代において、「知的財産」の概念も、特許権等の産業財産権、著作権、営業秘密などに加え、IoTを通してAIなどで利活用されるデータ、情報など「新たな情報財」と呼ばれるものにも

でスコープが広がってきている。

データ・AI の利活用を最大限に進めて我が国の産業競争力を強化し、国際社会における確固たる地位を占め続けるため、知的財産推進計画 2017 の策定に際しても、以下のような点に留意すべきである。

□ データの知財（新たな情報財）保護の在り方の検討にあたっては、「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、「プライバシー等個人の権利利益の保護」、「サイバーセキュリティ対策」、「国境を越えるデータ流通」の確保などを前提としつつ、データ利活用による国際的視点での産業競争力強化に重点を置くべきである。なお、知的財産推進計画 2017 の項目については、知的財産推進計画 2016 の項目の見直しを行い、検討項目の新設、統廃合を行うと共に、IoT 推進コンソーシアムや企業等で開始されている PoC（実証実験）の推移を見守りつつ、短期的課題と中長期的課題に分けて検討する必要がある。

□ AI に関しては、ディープラーニング等の機械学習における「学習済みモデル」などの知的財産上の取扱いが検討されているが、ビジネスモデルやエコシステム等を踏まえた上で産業の発展を阻害しないような慎重な検討が必要である。他方、AI/IoT/CPS を含む各分野のイノベーションを促進し、日本の成長を妨げないという観点から、大量のデータに著作物性のある生データが含まれていても個別の許諾なしに利用できるなどの「柔軟な権利制限規定」（一般規定／受け皿規定）の導入が望ましい。

## ■各論

<「知的財産推進計画 2016」第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進「1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」についての意見>

### 1. イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討

#### [背景]

知的財産推進計画 2016 において「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。」とされ、現在、「文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」において検討されている。

現行著作権法は、新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の利益を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になるという問題を抱えている。

例えば、実世界のあらゆるモノがネットワークでつながる IoT の進展により、膨大なデジタルデータの収集・蓄積が可能となり、収集・蓄積されたデータを AI も用いて解析・変形・編集し、その結果を実世界へフィードバックすることにより、実世界とサイバー空間の相互関連（CPS (Cyber Physical System)）が生じ、そこから生まれる新たな情報が、個人の生活をはじめ、様々な産業に大きな影響を及ぼし始めている。IoT 時代の新たなビジネスにおいては、様々な種類のデジタルデータが利活用されることが予想されるころ、当該デジタルデータには著作物が混在することは明らかであるが、権利者の利益を不当に害する利用態様でなくても現行法の規定から逸脱してしまう場合がある。

#### [意見]

上記ワーキングチームの検討の方向性としては、当協会がこれまで主張してきたより包括的な一般規定の導入という方向性とは一致するものではないものの、IoT・ビッグデータ・AI 等の技術の進展が多様なサービスを創出する現状に鑑み、「柔軟性のある権利制限規定」の整備に向け、精力的に検討され、具体的なアプローチが示されたことについては評価する。

他方、AI/IoT/CPS における問題に限らず、権利者の利益を不当に害しない利用に対応すべく、現在、世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでいる。それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。

国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を『世界で最もイノベーションに適した国』にする」べく、著作権法の改革の断行をお願いする。

著作物等の保護と利用を適正にバランスし、著作物等の種類や利用態様をあらかじめ限定せずに、利用行為の適法性を柔軟に判断する「柔軟性のある規定」を導入することが望ましいと考える。

### 2. 人工知能によって自律的に生成される創作物・3D データ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討



#### [意見]

「知的財産戦略本部 新たな情報財検討委員会」において、価値あるデータの保護手法について検討されているが、産業競争力強化、イノベーションの促進を一層図る観点からは、イノベーションの創出者である産業界による情報財の利活用が自由に行われることを基本原則とすべきである。

#### [知的財産マネジメント研究会特許戦略工学分科会]

【2】 デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築のための、データ所有権法の制定

##### 【内容】

知財推進計画2016では、デジタルネットワーク時代に必要な価値あるデータの保護を著作権法を用いて行なうこと検討するとしていた。しかし、センサや人工知能（以下、マシンという）が生成するマシン生成情報は、著作権法による保護が原理的に不可能である。

なぜならば、著作権法は「自然人が作成した事」と、「創作性のある事」を著作権発生要件にしているからである。著作権法第15条によって、法人が著作者となる場合であっても、法人著作の要件として、「法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物」とあるので、あくまでも自然人がまずは作成するということが必須となっている。

また、民法での所有権の規定は、所有権の客体を有体物としているので、現在の判例や学説による「有体物」の解釈を維持しようとする、マシン生成情報を所有権の客体とすることができない。

したがって、デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムのためには、特別立法として、マシン生成情報の法的保護を目的とする「データ所有権法」を早期に制定することを、知財推進計画2017には明記すべきである。

データ所有権法の骨子を、下記に示す。

##### 記

- (1) 内容保護主義： データ所有権は、マシン生成情報の表現を保護するのではなく、内容を保護する。
- (2) 非創作性主義： マシン生成情報の創作性はデータ所有権の発生要件としない。
- (3) 一意特定主義： マシン生成情報にデータ所有権が発生するためには、その情報を一意に特定するための識別情報、データ所有権者、データ所有権発生時刻を特定するための情報と一体的に管理されていることが必要。
- (4) マシン所有者主義： マシン生成情報のデータ所有権は、その情報を生成したマシンの所有者に原始的に帰属する。
- (5) 相対権主義： マシン生成情報のデータ所有権は、独立に生成された他のデータには及ばない。

出典：

[http://www.patentisland.co.jp/smips\\_2016-04-16\\_presentation\\_by\\_patentisland\\_corporation.pdf](http://www.patentisland.co.jp/smips_2016-04-16_presentation_by_patentisland_corporation.pdf)

#### [個人]

個別論1. AI創作等とアレンジャーの権利について。

AI創作は、自動車における自動運転技術と同様に、適切な規制および規制緩和による実施ルートづくりが早急に必要である。

・必要な規制の一つとしては、AI創作のうち、従来の表現規制（例：青少年規制、強い光の点滅の規制、虚偽なのに真実の取材記事に見えるなど）によって規制されるべき創作物が混じる場合、直接公開（例：生成後、即座にネット上にアップロード）するのではなく、人為的選別を加え、適切な処置（例：該当部分除去、閲覧者への警告付与など）したうえで公表することを要請する規制がある。

・必要な規制緩和の一つとしては、AI創作のトリガーボタンを（ソーシャルゲームのガチャを引くような適当な心づもりで）押しただけの者にも、アレンジャーの権利を与えることが挙げられる。思想や感情をこめず、ごく適当にみえるような創作であっても（たとえば適切な発表舞台を得て2016年末から一世を風靡した「PPAP」のような）人心をつかむ創作物ができるケースがあるということはすでに何度もコンテンツ史が証明している。アレンジャーの権利を設立するためには、著作権法以外の新法設立が最も適切であるが、どうしても従来の著作権で扱う必要があるなら2条1項1号から「思想又は感情を」との節、または1号全文を削除することが適切な手段と考えられる。

なお外国と比較すれば、米国コピーライト法は2条1項1号の定義にあたる文章がないまま適切に運用されており、日本でも従来より有名なTRIPTRAP判決など多くの判決で2条1項1号の「思想・感情」

は無視されたまま著作性判断がなされている。現状、日本の2条1項1号がなくても実務上差し支えは認められない。

またアレンジャーについては英国著作権法でのCGW（（コンピューターで創作された作品））にかかるアレンジャーの権利をさらに人格権までひろげた形で導入すべきという意味である。アレンジャーについてはH28年1月発表内閣官房知的財産戦略推進事務局「AIによって生み出される創作物の検討（討議用）」の19ページ右下欄も参照されたい。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/jisedai\\_tizai/dai4/siryu2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/dai4/siryu2.pdf)） なおこの2条1項1号の削除が実施されれば、AIのみならず、動物を用いた創造（米国サル自撮り事件参照）や、ビッグデータを用いた創作にもあてはまる。しかし、アレンジャーが介在し動物やビッグデータを道具として用いた著作物はアレンジャーの所有物でもあると認められるような立法をする限りにおいて、特段の思想感情を表す意図でない創作物を著作権対象として認定することはすでに存在する業界の慣行と齟齬がないから、さしつかえないと考えられる。